

平成 30 年度

第 40 回 リフォームスタイリスト資格試験

1 級

問題用紙


第 1 問～第 24 問
(試験時間 90 分)

平成 30 年 9 月 実施

【試験上の注意】

- ・机の上には、受験票および筆記用具以外のものは置かないでください。
- ・試験中は筆記用具以外のもの（テキスト、参考書、辞書、携帯電話等）は、使用できません。また、試験中の筆記用具の貸し借りは一切禁止します。
- ・試験問題は試験監督者の指示があるまで開かないでください。
- ・不足や乱丁があった場合は速やかに挙手し、試験監督者に申し出てください。
- ・マークシートに受験者氏名と受験番号（受験票の 8 桁の番号）を記入し、受験番号の下に該当する数字をマークしてください。
- ・試験問題に関する質問には、一切答えられません。
- ・中途退席する方は、挙手し、試験監督者に解答用紙を手渡して、静かに退室してください。
- ・問題用紙は持ち帰ってください。

一般社団法人

 日本ライフスタイル協会

【禁無断転載】

第2問 次の1～4は、お客様とリフォームスタイリストの打合せの様子である。最も不適切なもの1つを選んでマークしなさい。

- 1 4社での相見積りと最初に明確におっしゃった。「予算の中でよいプランを作ってくれて、親切的な会社に決めたい」と。求められるリフォームプラン内容に、私も、わが社も自信があると思えた。その後1回目のプラン打ち合わせの説明のあと「プランはあなたのところが1番気に入りました。素晴らしいですね。嬉しいですよ。それで、この見積りからどの位値引きしてもらえますか？」と話された。私は戸惑い「ありがとうございます。しかしお客様にとっては残念ながら・・・ということになるかも知れませんが、わが社は適正価格での積算、見積もり金額を提示させて頂いておりますので、プランを替えずにお値引きは原則出来ません。もし出来るとすれば恐縮ですがこの3240円のみですね」と答えた。
- 2 キッチンリフォーム案件でS邸に伺った。60代後半のご夫婦が同席での打合せである。二人の距離が気になった。要望事項を話始められてまもなく、食器洗い機が必要か否かで、ご夫婦の意見が対立した。「なぜそんなものが要るのかい？今まで無かったのに」「あれば便利なんですって。あなたもご存知のYさんね。先日リフォームしたのね。『うちもそうだけどあなたのところも来客が多いから絶対おすすめ』って言うてるのよ。私はつけたいの」となかなかゆずらない。「来客が多いたって年に10回ぐらいじゃないか」これでは打ち合わせが進まない・・・仕方がないのでお2人の仲裁に入った。
- 3 70代ご夫婦とのプラン打合せは雑談が沢山混じり時間がかかっている。途中工夫して話を変えながらリードし、やっと要望事項が叶うかどうかのプラン詳細コミュニケーションが始められた。私はお客様の話し方に合うように、テンポに気をつけゆっくりと、しかし声は少し大きく、大切なところは繰り返し説明した。
- 4 40代のお客様は服装もインテリアもアヴァンギャルドな個性的なスタイルが好きで、1坪の玄関壁に荒削りの石材を張り、インパクトのある照明機具を取り付け、どこにも無いような洞窟のようにしたいと要望を話された。『おもしろい！』と思ったが広さから考えるとその仕上げではかなり圧迫感が生じると考えた。そこで、イメージされる石材や色、照明器具を聞きながらその場でパースを描き方向性を探る事にした。

第11問 シックハウスに関する次の1～5までの記述のうち、不適切なものを2つ選んでマークしなさい。(1行に2つ以上の番号をマークしないこと)。

- 1 住宅のトイレは居室ではないので、換気経路上にあっても規制の対象から除外される。
- 2 ホルムアルデヒド発散建材の等級が表示されていない建材については、居室の内装仕上げ材として使用できない。
- 3 リフォームの工事現場から排出されるアスベストは「特別管理産業廃棄物」として処理する。
- 4 居室の床、壁、天井に使用する建材のうち、壁面の線的な部分(幅木、廻縁、窓枠など)の面積が、設置部分の見付面積の1/10以上の場合は規制対象となる。
- 5 カビ繁殖の防止策として、結露を防止する、換気を十分に行う、乾燥した材料を使用する、床下の防湿を図る、などがあげられる。

第23問 住宅リフォームの減税制度に関する下記の1～5の記述のうち、不適當なものを2つ選んでマークしなさい。(1行に2つの番号をマークしないこと)

- 1 バリアフリー特定改修工事特別控除制度 - 高齢者や要介護・要支援認定者、障害者本人または、それらと同居する人が自ら所有し居住する住宅のバリアフリー改修工事を行ったときに、所得税が減税される制度。
- 2 省エネ改修促進税制 - 既存住宅の省エネ性能を上げるための一定の省エネ改修を、自ら所有し居住する住宅に行った場合に、所得税が減税される制度で、償還期間5年以上の住宅ローンが対象。
- 3 耐震改修促進税制 - 自ら所有し居住する住居が、1981年5月31日以前の耐震基準で建築されている場合、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事を行うと、工事完了翌年度の固定資産税額のうち、120㎡までを対象床面積とし、その金額の1/2を減額する。
- 4 同居対応特定改修工事特別控除制度 - 三世帯同居に対応したリフォームを行う場合、キッチン、浴室、トイレ、玄関のうち少なくとも1つを増設し、いずれか2つ以上が複数ある場合に所得税が減税される。ただし償還期間5年以上の住宅ローンが対象となる。
- 5 長期優良住宅化リフォームを行った場合、その家屋が一定の条件を満たしていれば、工事完了翌年度の固定資産税額において、120㎡までを対象床面積として、その金額の2/3を減税する。